

基本協定書（案）等について

平成19年11月30日に開催した第3回県市連絡会議において、基本協定の主要項目について取りまとめたところであるが、その後、県と市の間で協議を行い作成した基本協定書（案）、及び政令市移行に向けた主なスケジュールについては、次のとおりである。

I 基本協定書（案）

岡山県（以下「県」という。）と岡山市（以下「市」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の規定により政令で定める指定都市（以下「政令指定都市」という。）へ市が移行するに当たり必要な県と市との間の事務移譲等に関し、基本協定を締結する。

県と市は、この基本協定の趣旨を踏まえ、県から市への円滑な事務移譲等に向け、引き続き連携、協力する。

1 法令等に基づく移譲事務

政令指定都市移行時に市に移譲されることとなる法令必須事務、法令任意事務及び国の要綱・通知等に基づく事務は、別表1に掲げる1,387項目とする。

(1) 法令必須事務

法令により政令指定都市に移譲されることとなる事務は、899項目とする。

(2) 法令任意事務

法令により政令指定都市が行うことができるとされている事務で、県と市が協議して政令指定都市移行時に市に移譲する事務は、351項目とする。

(3) 国の要綱・通知等に基づく事務

国の要綱・通知等により政令指定都市に移譲されることとなる事務は、137項目とする。

2 事務の処理の特例に関する条例等による移譲事務

県が、事務の処理の特例に関する条例等により、政令指定都市移行時に市に移譲する事務は、別表2に掲げる111項目とする。

3 県単独事業

県単独事業のうち、政令指定都市移行時に市に移譲する事業は、別表3に掲げる69事業とする。

なお、次の4事業については、3年間の経過措置を講じることとし、現行の県補助率から、移行後、毎年度その4分の1ずつ均等に引き下げる。

（事業名）

- ・老人医療特別対策費
- ・乳幼児医療対策費
- ・重度心身障害者医療費特別措置費
- ・ひとり親家庭等医療費公費負担事業費

4 法令等に基づく移譲事務の移譲に伴う確認事項

法令等により県から市に移譲される事務に関して協議した事項は、次のとおりである。

(1) 児童自立支援施設に関する事務

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条に規定する児童自立支援施設に関する事務については、政令指定都市移行後も当分の間、地方自治法第252条の14第1項の規定により、市が県に委託する。

(2) 国県道に関する県債元利償還金の取扱い

県が平成14年度以降に発行した市域分の道路事業に係る県債の元利償還金について、県への普通交付税措置相当額を除いた額を市の負担とする。

(3) 河川管理に関する事務

都市基盤河川改修事業で整備を進めている次の河川の管理に関する事務について、河川法（昭和39年法律第167号）第9条の規定に基づき、県から市に移譲するものとする。

級種	水系名	河川名	延長
一級河川	吉井川水系	永江川	1.9 km
一級河川	旭川水系	倉安川	6.6 km
一級河川	旭川水系	大堀川	0.6 km

なお、移譲河川の改修事業に係る市の負担増を踏まえ、3年間の経過措置として、県から市に補助を行う。その際の補助率は、現行事業における県補助率から移譲に伴う国庫補助率の増を差し引いた率を、移行後、毎年度その4分の1ずつ均等に引き下げた率とする。

(4) 県費負担教職員の任免等

県費負担教職員については、県・市ともに適切な人材確保が図られるよう、人事交流（任命権者間の異動）等を実施する。

(5) 当せん金付証票（宝くじ）の発売収益金の配分

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条の規定に基づき発売する当せん金付証票（宝くじ）の発売収益金の市への配分は、県全体の収益金の100分の35.6とする。

5 その他確認事項

その他県から市への事務移譲等に関して協議した事項は、次のとおりである。

(1) 人的支援

県から市への円滑な事務移譲等を進めるため、県は、必要な人的支援を行う。
このため、県から市への職員派遣及び市職員の県における実務研修等の実施について、県と市で協議する。

(2) 県有財産の譲渡

次の県有財産については、政令指定都市移行時に県から市に譲渡する。

(施設名)

- ・岡山県立城下地下駐車場
- ・岡山県城下地下広場

(3) 岡山県土地開発公社の先行取得用地の取扱い

市域の道路事業に係る岡山県土地開発公社の先行取得用地については、政令指定都市移行時に岡山市土地開発公社が取得する。

6 特に定めのない事項等の取扱い

この基本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、県と市で協議のうえ、別に定める。

この基本協定の締結を証するため、岡山県知事及び岡山市長が署名する。

平成 年 月 日

岡山県知事

岡山市長

※別表については省略

Ⅱ 政令市移行に向けた主なスケジュール

月 日	内 容
H19年	
4月	総務省協議（H19年4月～H20年7月頃） 〔協議項目〕 ・政令市移行の必要性、大都市性、合併の経緯、区割り、事務移譲協議の状況、行財政改革への取組、体制整備の状況など
12月	岡山市議会意見書議決（11月定例会市議会） ※別紙参照
12月又は H20年1月	基本協定締結
3月	県議会意見書議決（2月定例会県議会） ※別紙参照
4月及び 9月頃	国への要望 ・県、県議会、市、市議会から国へ要望
10月頃	閣議決定
H21年	
4月	政令市移行

※先行政令市の例を参考に作成

〔参考〕新潟市の政令市移行に関する意見書

新潟市の政令指定都市の指定に関する意見書

新潟市は、平成 17 年 10 月 10 日までに黒埼町、新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村、中之口村、巻町の 14 市町村との合併により、人口 81 万を擁する本州日本海側で最大規模の都市となった。

古くから日本海側の重要な港町として栄え、現在も国際空港をはじめとした高速交通基盤が集積する国内外の交通拠点である新潟市は、新潟県の政治、経済、文化の中心としてさらなる発展が期待されている。

また、地方分権が進展する中、新潟市は、市民サービスの一層の向上と住民自治の充実を図るため、政令指定都市への移行を目指している。

新潟市が本州日本海側初の政令指定都市としての指定を受け、自治機能を強化して発展していくことは、新潟県はもとより近隣県の発展にも大きく寄与するものと考えます。

よって政府におかれては、新潟市を政令指定都市に指定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 18 年 3 月 23 日

新潟県議会議長 佐藤元彦

内閣総理大臣 小泉純一郎様
総務大臣 竹中平蔵様

新潟市の政令指定都市の実現に関する意見書

新潟市は平成 13 年 1 月 1 日の黒埼町との合併を初めとし、平成 17 年 3 月 21 日には新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村、中之口村の 12 市町村との広域合併を行い、さらに平成 17 年 10 月 10 日には巻町との合併を経て、人口 81 万を擁する本州日本海側で最大規模の都市となりました。

地方分権が進展する中、新潟県の県都としてのさらなる発展の期待にこたえとともに、市民サービスの一層の向上と住民自治の充実を図るためには、本市が自立可能な都市としてふさわしい権限を有することが不可欠であります。

そのためには、政令指定都市となることがぜひとも必要であり、このことは、新潟市民が強く願うものであります。魅力と活力にあふれたまちづくりを進めることで、産業振興による雇用の拡大、人と物の交流によるさらなるにぎわい、強化された行財政基盤のもとでの安定的、主体的な行政サービスの展開など、市民の福祉向上に大きく寄与できるものと確信します。

また、本市が政令指定都市に移行することは、日本海国土軸上の中枢拠点都市として、国土の均衡ある発展にも必ずや大きく寄与できるものと確信しているものであります。

よって、関係行政庁において、平成 19 年 4 月 1 日をもって新潟市を「地方自治法第 252 条の 19 に規定する指定都市」として指定されるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 17 年 12 月 5 日

新潟市議会議長 佐藤豊美

内閣総理大臣
総務大臣
新潟県知事 　あて